

- ・この契約書は案であり、契約締結までに変更及び追加をする場合がある。
 - ・単独の法人と契約締結する場合を想定して作成している。

PPA方式による太陽光発電設備等導入業務契約書（案）

広島県(以下、「甲」という。)と、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○(以下、「乙」という。)は、PPA方式による太陽光発電設備等導入業務（以下、「本業務」という。）に関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本契約は、乙が設置する太陽光発電設備及び付帯設備（事業者提案により設置する設備を含む。以下「本設備」という。）において発電した電力を、東部浄化センター、芦田川浄化センター及び沼田川浄化センターで使用する電力の需要に応じて供給することを目的とする。

- 2 甲は乙より供給された電力の対価を乙に支払うものとする。
- 3 乙は、仕様書等（別添の仕様書、乙の本業務に係る企画提案書、図面及び公募型プロポーザルに関する質問の回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
- 4 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 本契約及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによるものとする。
- 8 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 本契約に係る訴訟の提起又は調停（第68条第1項の規定に基づき、甲と乙との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、広島地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約期間等）

第2条 本契約の期間は、本契約締結日から5年間とする。

- 2 本契約は、契約期間満了の3ヶ月前までに、甲、乙ともに申し出がないときは、次条に定める履行期間の範囲内で、原則として同一条件で契約更新するものとする。
- 3 契約期間にかかわらず令和7年度以降の本契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、甲は本契約を解除することができるものとする。

(履行期間等)

第3条 履行期間は、本契約締結日から始まり、第17条に定める電力供給の期間満了までとする。

- 2 本設備の導入時期については、原則、令和8年度から令和9年度とする。
- 3 本設備からの電力供給の期間は、第17条に定めるとおりとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(業務工程表の提出)

第5条 乙は、本契約締結後14日（甲が認める場合は、その日数）以内に本契約に基づく業務（仕様書等に基づいて本設備の設置及び本設備からの電力供給その他必要な措置を行うことをいう。以下同じ。）に係る業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 本契約の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「本契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。
- 5 第1項の規定に基づく業務工程表の提出は、甲が必要ないと認めたときは、免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、発電した電力、本設備及び本業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、本業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(実地調査など)

第8条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し本業務の実施の状況及び本業務に従事する者に係る次に掲げる事項などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）をすること。

(5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

2 甲が、本契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

3 乙は、前項の要請があつた場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、本契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第9条 本契約に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合及びあらかじめ甲又は乙が相手方の承諾を得た場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。
- 3 甲及び乙は、本契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(本設備設置場所)

第10条 本設備を設置する施設は、東部浄化センター、芦田川浄化センター及び沼田川浄化センター（以下「本施設」という。）とし、設置する場所は、仕様書等のとおりとする。

(行政財産使用許可)

第11条 乙は本施設に本設備を設置するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可を申請し、甲から許可を受けるものとする。

- 2 本契約に係る行政財産使用料は全額免除とする。
- 3 本契約に係る行政財産使用許可の許可期間は、使用許可の始期から5年の範囲内において、甲が定める年度の末日までとする。その後、乙は本契約の履行期間において、5年以内で甲が定める期間ごとに申請手続きを実施するものとする。

(現状変更の承認)

第12条 乙は本設備の設置に伴い、土地、建物、工作物等の現状を変更する必要がある場合は、甲と協議の上、行政財産使用規則（昭和39年広島県規則第14号）第7条第2項の規定による現状変更の承認を申請するものとする。

(本設備の帰属と租税の負担)

第13条 甲と乙は、本設備の所有権が乙に帰属し続けることを確認する。

- 2 乙は、本設備に課税される公租公課を負担し、期限どおりに支払うものとする。

(本設備の設置に係る検査)

第14条 乙は、本設備の設置が完了したときは、甲に対して通知をするものとする。

- 2 乙は、前項の通知に関して、本設備又はその設置方法が仕様又は法令等に適合しないことを甲が通知した場合には、速やかに改善ないし修正を行い、甲に対して改めて通知をするものとする。
- 3 甲及び乙は、本条に規定する甲及び乙の通知の実施及び内容如何により本設備における乙の責任が免責されないことを確認する。

(仕様書等と本業務内容が一致しない場合の修補義務)

第15条 乙は、本業務の内容が仕様書等又は甲の指示若しくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときにあっては、合理的な範囲で、履行期間若しくは契約料金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(電力供給)

第16条 乙は、本設備を用いて発電した電力を本施設へ供給する。

- 2 乙は本施設への電力供給の安定に努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、乙は、甲及び甲が本施設の維持管理業務を委託する事業者（以下「維持管理業務受託者」と言う。）と協議の上、電力供給の停止又は利用制限を行うことができる。
 - (1) 本設備に故障が生じたか、生じる恐れがある場合
 - (2) その他乙が保安上問題があると認めた場合
- 3 乙の都合により電力供給量が著しく減少し、又は電力供給が行われないこととなった場合であって、甲が損害を受けた場合、乙は、賠償の責任を負う。なお、天候不良やその他不可抗力による場合はこの限りではない。
- 4 甲は、本施設の電力使用量のうち、第1項で定める乙から供給される電力で充足されないものは、別途契約している小売電気事業者から供給を受けることができるものとする。乙は甲がかかる小売電気事業者から電力の供給を受けることに関して何らの責を負わないものとする。

(電力供給の期間)

第17条 本契約に基づく電力供給の期間は、乙が甲に対し、本設備から電力の供給を開始した日から20年間とする。

2 甲及び乙は、前項に基づく電力供給開始日を別途書面で定めるものとする。

(契約料金)

第18条 甲は、乙に対し、本設備から供給される電力の対価として、次条に定める方法により算出した電力量料金を支払うものとする。

(電力量料金の算出)

第19条 電力量料金は、本設備から本施設に供給した電力のうち、次条に定める方法により計量された1月での使用電力量に、第21条に定める電力量料金単価を乗じて得た額とする。

2 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点第一位で切り捨てる。

(使用電力量の計量)

第20条 本設備で発電し、本施設に供給された電力のうち、甲が使用した電力量は、電力量の計量日に記録された電力量計の値により算出する。

2 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点第一位で四捨五入する。

3 毎月の電力量の計量日は、甲乙協議の上、各月ごとに定めるものとする。

4 乙は、電力量の計量日において、前回の計量日から当該計量日の前日（契約期間終了後の請求においては契約期間の終日）までの間に、本設備が発電した電気のうち甲が使用した電力量を算定する。

5 電力量計又は遠隔監視装置の故障及び保守等により電力使用量を正しく計量できなかった場合には、甲と乙の協議により定めるものとする。

(電力量料金単価)

第21条 乙が甲に供給する電力に適用される電力量料金の単価（消費税及び地方消費税を除く。）は、以下に記載するものとする。

(東部浄化センター) 金 円/kWh

(芦田川浄化センター) 金 円/kWh

(沼田川浄化センター) 金 円/kWh

(電力量料金の支払及び遅延利息)

第22条 乙は、第19条により算出した額を1か月ごとに請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した後、30日以内に当該請求額を支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、電力量料金の支払が遅れた場合において、乙は未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(本設備の管理)

- 第23条 乙は、本設備を正常に運用できるよう、関係法令で定められる定期点検等の保守および保全の一切を行い、本設備が故障した場合、本設備を正常な状態に回復させるものとし、本設備に関する保守、保全および補修に関する費用は、乙が負担するものとする。
- 2 乙又は乙の指定する第三者は、本設備の保守・保全のため、甲の事前の承諾（第28条の規定による合意を含む。）を得て、必要な範囲で甲の敷地・建物に立ち入ることができるものとする。
 - 3 乙又は乙の指定する第三者は、前項の立入りを行うにあたり、身分証を携帯し、甲又は維持管理業務受託者の求めがあった場合には、これを提示しなければならない。
 - 4 乙は、乙の負担により本設備の維持管理を行い、点検、調整等により常に安全な状態で電力の供給を行うとともに、善良なる管理者として本施設を使用し、甲に支障を生じさせないものとする。
 - 5 甲は、乙による本設備の点検及び保守に協力するものとし、本設備に異常を発見した場合は、速やかに乙に連絡するものとする。
 - 6 本設備の故障が、甲の故意若しくは過失又は甲の管理する者による故意若しくは過失を原因とする場合は、修繕に要する費用は甲の負担とする。また乙又は乙が委任する者の故意又は過失を原因とする場合は、乙の負担とする。

7 乙は甲の本施設に係る電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努めるものとする。

8 乙は、電気主任技術者を配置するものとし、その費用を負担するものとする。（乙が電気主任技術者を配置する場合に記載）

（本設備の一時撤去に関する取決め）

第24条 乙は、甲から本施設の改修工事等に伴い、本設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置等（以下「移設等」という。）の求めがあった場合は応じるものとする。その際の本設備の移設等に伴う費用負担が発生した場合は、甲の負担とする。

2 移設等に伴い、本設備で発電ができない期間について、甲は乙に対して売電料金の補償は行わないものとするが、甲と乙が協議の上、電力供給期間の終了期日を、移設等に伴う本設備の運転停止期間日数分の延長をすることができるものとする。

（本設備の消費電力等に係る費用）

第 25 条 本設備の設置・運用・撤去等に係る電気、ガス、水道等（以下「電力等」という。）の使用料は、乙の負担とする（行政財産使用規則第8条）。

2 電力等を有償で支給する場合は、事前に甲及び維持管理業務受託者と協議し、乙が計量法に基づく検定を受けた電力量計等を設置し、甲及び維持管理業務受託者へ使用量を報告した上で、電力等の料金を支払うこととする。

（乙の禁止事項）

第26条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 本施設の現状を変更すること。
- (2) 本施設の上に本設備以外の物品等を設置すること。
- (3) 危険物、不潔な物、悪臭を発する物、有害物質、法令により保持・保管を禁止又は制限されている物品、その他甲、維持管理業務受託者及び本施設の他の利用者並びに近隣に著しく迷惑となる物品を持ち込み又は放置すること。
- (4) 本施設において、甲、維持管理業務受託者又は本施設の他の利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (5) 本施設を本業務以外の用途に使用し、又は本施設を法令等若しくは公序良俗に反する目的に使用すること。

- (6) 本施設において、衛生上有害となる行為をすること。
- (7) 本施設において、風紀を乱す行為をすること。
- (8) 本施設の運営に重大な支障をきたすと客観的に判断されるレベルの騒音・悪臭を出すこと。
- (9) 経営の委任、その他の事由名目の如何を問わず、本設備の全部又は一部を第三者に使用させ、あるいは管理させ又は共同経営すること。
- (10) 本業務の全部又は一部を第三者に委託すること。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(甲の禁止事項)

第27条 甲は、次の各号の一に該当する行為をしてはならず、甲の関係者をして次の各号の一に該当する行為をさせてはならない。ただし、事前に乙の書面による承諾を受けた場合及び関係法令等の改正又は甲若しくはその関係者のいずれの帰責事由にもよらない監督官庁の行政指導に基づく場合には、この限りではない。

- (1) 本設備の改造、損壊若しくは取り外し、本設備への他の機器の取り付け又は本設備に影響がかかる障害物の本施設への設置等本設備による発電量の減少につながる可能性がある造作の本施設への設置を行うこと。
- (2) 本設備に影響のある本施設の増改築、建替え、移築又は解体を行うこと。
- (3) 本契約の規定によらずに、本設備に甲の業務上必要のない第三者を立ち入らせること。

2 乙は、甲が前項に定める事由に違反した場合、生じた損害等について甲に対し請求することができる。

(立入り)

第28条 甲及び乙は、本設備工事開始日から電力供給開始日まで、電力供給開始日以降の本施設への立入り方法を協議の上で合意により定めるものとする。ただし、甲は本条の立入りに際し、乙に対して一定の条件（その内容が合理的なものに限る。）を付することができる。

2 乙は、本設備の運用・保守管理のために緊急に本施設内に立ち入る必要がある場合は、第23条第2項及び前項の規定にかかわらず、甲又は維持管理業務受託者の事前の承諾なく本施設に立ち入ることができる。甲の承諾なく立ち入った場合、乙は、立入後直ちに甲に通知するものとする。

(環境価値の帰属)

第29条 本業務に伴い、甲が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、甲に帰属するものとする。

(甲による本設備への立入り)

第30条 甲は、本施設の保全その他管理上必要があるとき及び火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要があるときは、自ら又は維持管理業務受託者をして、本設備に立ち入り、所要の措置を講じ、又はこれらを行わせることができるものとする。甲は、乙の不在時に当該立入りを行うときは、乙に対して、原則として事前に、やむを得ない場合は事後直ちに、本設備に立ち入ったことを報告するものとする。

2 乙は、甲又は維持管理業務受託者が前項に基づき本設備に立ち入り、所要の措置を講じる際の支障を生じさせないようにすると共に、感電防止等のために通常必要な安全対策を予め講じるものとする。

3 甲は、第1項の立入りにあたり、本業務に支障が生じないように配慮するとともに、本設備の出入口の施錠等や安全確保に留意するものとする。

4 第1項に基づく立入り時に事故が生じた場合には、乙が第2項に定める措置を講じなかった場合、本設備の瑕疵に起因する場合、その他乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲の責任と費用により対処するものとする。

(事故報告)

第31条 乙は、本設備の設置及び運用・保守管理にあたり事故が発生したときは、応急措置を取った上で、直ちに甲及び維持管理業務受託者に報告しなければならない。

2 乙は、前項の報告後、速やかに適切な措置を取るとともに、再発防止の措置をとり、その旨を甲及び維持管理業務受託者に報告しなければならない。

3 甲は、本設備に関し、破損等の不具合を発見した場合、速やかに乙に報告するものとする。なお、甲及び乙は、本項の規定にかかわらず甲が本設備の不具合の有無を点検及び確認する義務を一切負わないことを確認する。

(保険への加入)

第32条 乙は、契約期間中、本設備の設置、運営又は保守の工事、自然災害その他の事態に起因する本設備の損傷等又は甲若しくは第三者への損害賠償に備え、必要十分な保険へ加入するものとし、当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

(本施設に不具合が生じた場合の措置等)

第33条 本施設に不具合が生じた場合、甲は、本設備に立ち入り、当該不具合の原因を調査できるものとする。乙は、甲がかかる調査を行う場合には、必要な資料を提供する他、誠実に協力するものとする。

2 前項の調査の結果、当該不具合の原因が本設備又はその設置にあることが証明された場合、乙は、当該不具合の修繕を乙の費用負担にて行うものとする。

(本施設の修繕等)

第34条 本施設の修繕に要する費用は、全て甲の負担とする。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 甲は、甲の関係者が行う本施設の修繕や増改築により発電量が減少する可能性があるときは、工事実施前に乙に対して、工事内容及び工事期間を通知するものとする。

3 乙は、甲が行う合理的な補修、改装、改造、増築等の工事について、当該工事が関係法令等の改正又は監督官庁の行政指導に基づき要求される限りにおいては異議を述べず、かつこれに協力するものとする。当該工事を行うこととなった原因が甲の責めに帰すべき事由によらない場合、乙は、工事期間における本設備の全部若しくは一部の使用停止、諸サービスの不足等に関し補償等事由名目の如何を問わず、甲に対し金品等一切の請求をしないものとする。

4 本施設内に破損箇所その他修繕若しくは災害予防の措置を必要とする箇所が生じ又は生じるおそれがあり、乙がその事実を知った場合には、甲にすみやかに届け出るものとする。

(本設備の修繕)

第35条 甲又は甲の関係者の故意又は過失により、本設備が損傷したときは、本設備の機能の劣化の有無に関わらず、甲の費用と責任において乙又は乙の指定する第三者が修繕するものとする。

(施設の移譲・売却等)

- 第36条 履行期間中に甲が本施設の移譲又は売却（以下「移譲等」という。）を行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続することとして移譲等を行うほか、必要に応じて本設備を移設する他の甲が所有する施設を提示し、甲が移設費用の全部を負担する。
- 2 履行期間中に甲が本施設を廃止等する場合は、甲は他の甲が所有する施設を提示し、本設備の移設等について協議する。移設する場合は、甲が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については甲と乙で協議のうえ定める。

(電気供給期間満了時の設備の扱い)

- 第37条 電気供給期間満了後の本設備の取り扱いは電気供給期間満了日の3年前から、甲と乙が協議の上、決定する。なお、電気供給期間満了後、速やかに撤去する場合は、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第三版)(令和6年)」の内容に従って適切に処理することとする。また、撤去時点でより適当と思われるガイドライン等が国から公表されている場合にはその内容に従うこととする。

(条件変更等)

- 第38条 乙は、本業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 仕様書等にごびゅう又は脱漏があること。
 - (2) 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - (3) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (4) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、甲は、必要があると認められるときは、仕様書等の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の変更又は訂正が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときにあっては、合理的な範囲で履行期間若しくは契約料金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第39条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときにあっては、合理的な範囲で履行期間若しくは契約料金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(本業務の中止)

第40条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（第49条において「天災等」という。）であって、乙の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、乙が本業務を行うことができないと認められるときは、甲は、本業務の中止内容を直ちに乙に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を乙に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 前2項の規定により本業務を一時中止した場合において、甲は、合理的な範囲で必要があると認められるときにあっては履行期間若しくは契約料金を変更し、又は乙が本業務の続行に備え本業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(本業務に係る乙の提案)

第41条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 前項に規定する乙の提案を受けた場合において、甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

- 3 前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、甲、乙協議の上、合理的な範囲で、履行期間又は契約料金を変更することができるものとする。

(乙の請求による履行期間の延長)

第42条 乙は、その責めに帰することができない事由により第3条第2項及び第17条第2項の規定その他甲と乙が協議して定めた履行期間内に必要な業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、合理的な範囲で、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、合理的な範囲で、契約料金について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第43条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、合理的な範囲で、必要があると認められるときにあっては契約料金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第44条 履行期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。

- 2 協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日（第42条の場合にあっては甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 協議開始の日から14日（甲があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約料金の変更方法等)

第45条 契約料金の変更については、甲と乙とが協議して定める。

- 2 協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。
ただし、甲が契約料金の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 協議開始の日から14日（甲があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 4 本契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第46条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、必要があると認められるときは、あらかじめ、甲及び維持管理業務受託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲及び維持管理業務受託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約料金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第47条 本業務の完了前に、本業務を行うにつき生じた損害（次条第1項から第2項まで又は第49条に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第48条 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適當であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第49条 本業務の完了前に、天災等(仕様書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲と乙のいずれの責めにも帰することができないものにより、本設備に損害が生じたときは、その損害額の負担について、甲と乙とが協議して定める。

(契約料金の変更に代える仕様書等の変更)

第50条 甲は、第15条、第38条から第41条まで、第43条、第46条、第47条の規定により契約料金を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約料金の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、甲と乙とが協議して定める。

2 協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が契約料金を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 協議開始の日から14日(甲があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約不適合責任)

第51条 甲は、電力の供給を受けた後において、当該電力が種類品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に

対し、本設備の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、本契約内容に適合し、かつ甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて料金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに料金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の任意解除権)

第52条 甲は、本業務が完了するまでの間は、次条から第56条までの規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第53条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) 令和10年3月31日までに本施設への電力供給が開始されないとき又は同日経過後相当の期間内に本施設への電力供給が開始される業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第51条第1項又は同条第2項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 正当な理由なく第8条第1項に規定する報告の求めに応じず、又は調査に協力しないとき。
- (5) 第8条第1項に規定する業務に従事する者に係る報告又は調査において、法令違反が判明し、当該違反が過失以外の場合であるとき、又は当該違反については是正されないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第54条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して契約料金債権を譲渡したとき。
- (2) 本業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 供給された電力に契約不適合がある場合において、その不適合が本設備を棄却した上で再び作成しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても本契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 第59条又は第60条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

第55条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、本契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したときは、本契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定により本契約を解除した場合は、乙は履行期間中の契約料金の総額（乙の提案した企画提案書〇ページに記載してある「自家消費電力量の合計〇〇の合計〇〇に第21条で規定する電力量単価を掛け合わせた額（小数点第1位未満は切り捨てる）とする。以下、「契約料金総額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第56条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は

便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約料金債権を譲渡したとき。

(7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第55条第3項の規定は、前項の規定により本契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第57条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第58条 第53条又は第54条の各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第53条又は第54条の規定による本契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第59条 乙は、甲が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第60条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第39条の規定により仕様書等を変更したため第17条第1項に規定する電力供給期間における契約料金の総見込額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第40条の規定による本業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第61条 第59条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による本契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第62条 乙は、本契約が本業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約が本業務の完了前に解除された場合において、本業務の実施場所に乙が所有又は管理する本設備（未完成のものを含む。）、本業務の用に供する機器、仮設物その他の物件があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

(1) 本設備に関する撤去費用等 本契約の解除が第53条から第56条までの規定によるときは乙が負担し、第52条、第59条又は第60条の規定によるときは甲が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 乙が負担する。

4 第2項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に

において、乙は、甲の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により甲が負担するものを除く。）を負担しなければならない。

- 5 第1項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第53条から第56条までの規定によるときは甲が定め、第52条、第59条又は第60条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、同項後段及び第2項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（甲の損害賠償請求等）

第63条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第3条第2項及び第17条第2項の規定その他甲と乙が協議して定めた期間内に必要な業務を完了することができないとき。
 - (2) 供給された電力に契約不適合があるとき。
 - (3) 第53条又は第54条の規定により、本設備の完成後に本契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約料金総額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第53条又は第54条の規定により本業務の完了前に本契約が解除されたとき。
 - (2) 本業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定する再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、甲が本業務の未履行分に相当する契約料金として定める額につき年14.5パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した額とする。

（乙の損害賠償請求等）

第64条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第59条又は第60条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

第65条 甲は、供給された電力に関し、第17条第2項の規定による電力供給（以下この条において単に「供給」という。）を開始した日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、料金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 甲は、電力の供給の際に契約不適合があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 3 第1項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 供給された電力の契約不適合が仕様書等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（損害金の予定）

- 第66条 甲は、第55条第1項及び第2項の規定により本契約を解除することができる場合においては、本契約を解除するか否かにかかわらず、契約料金総額の10分の2に相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙に請求するものとする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

（賠償金等の徴収）

- 第67条 甲は、本契約に基づく乙の賠償金、損害金又は違約金と、甲の支払うべき契約料金とを相殺することができるものとし、なお賠償金等に不足があるときは乙に対し追徴するものとする。

（紛争の解決）

- 第68条 本契約の各条項において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する

費用については、甲と乙とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲と乙とが折半し、その他のものは甲と乙とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の甲と乙との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約図書等）

第69条 本契約に係る契約図書は次によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(3)の順番とし、これにより難しい場合は、甲乙協議のうえ決定する。

- (1) 契約書（頭書及び条項という）
- (2) 甲が本業務の公募にあたり作成した仕様書
- (3) 乙が本業務の応募にあたり提出した提案書

（契約外の事項）

第70条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

（関係書類の整備）

第71条 乙は、本業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、履行期間終了の日から5年間、保存するものとする。

以上の本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が署名又は記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

⑨

乙

⑨